

一時支援金に関する事前確認マニュアル案

登録確認機関は、事務局が用意するシステム上で、以下の1.～8.について確認を行い、適切だと判断した場合は、システム上で必要事項の入力等を行ってください。全ての内容の入力又は確認を行った後に、送信ボタンを押下してください。

事前確認に当たっては、テレビ会議又は対面で実施してください。ただし、申請希望者が、自らの団体の会員、顧問先又は事業性融資先等である場合は、電話で以下の1.及び6.～8.のみについて確認することをもって代えても構いません。その場合には、中小企業庁又は事務局から、当該申請希望者が登録確認機関の会員、顧問先又は事業性融資先等であることを証明する書類の提出を求める場合があります。

※本内容については、開発中のシステムの仕様等により、内容が変更となる可能性があります。

1. 「事前確認を開始」を押下して登録を開始します。申請希望者が、自らの団体の会員、顧問先又は事業性融資先等であり、電話で以下の1.及び6～8.のみについて実施する場合には、「一部確認」のボタンを選択してください。上記に該当しない場合は、「全部確認」のボタンを選択してください。申請希望者から「申請ID」「電話番号」「(法人の場合は)法人名」「(個人の場合は)氏名」「(個人の場合は)生年月日」を聴取してください。

2. 相手方が申請希望者本人であることや、(法人の場合は、)法人を代表している者又は事前確認を受けることを委任された者であることを確認してください。

- ☐ 1. で聴取した申請希望者の氏名と本人確認書類※¹に記載の氏名が一致しているか。
- ☐ 相手方の顔と本人確認書類の写真が一致しているか。
- ☐ (法人の場合、) 1. で聴取した申請希望者の氏名、履歴事項全部証明書に記載の代表取締役氏名及び本人確認書類に記載の氏名が一致しているか※²。

※¹「運転免許証(両面)」「マイナンバーカード(オモテ面のみ)」「写真付きの住民基本台帳カード(オモテ面のみ)」「在留カード」「特別永住者証明書」「外国人登録証明書」「住民票の写及びパスポート」のいずれか。

※²相手方が、代表取締役から事前確認を受けることを委任された者である場合には、委任状(委任内容、委任者、受任者が明確である限りは書式自由)に記載された受任者氏名と本人確認書類に記載の氏名の一致を確認する。

3. 申請希望者の事業に関する書類の有無を確認してください。

- ☐ 収受日付印の付いた※³2019年及び2020年※⁴の確定申告書の控え※⁵はあるか。
- ☐ 2019年から2021年対象月までの各月の帳簿書類(売上台帳、請求書、領収書等)※⁶はあるか。
- ☐ (事業の取引に用いている)通帳はあるか。

※³e-Taxの場合は受信通知メールのある確定申告書の控え又は受付日時が印字された確定申告書の控えを確認する。

※⁴2020 年に新規創業した事業者は開業以降の書類を確認する。

※⁵確定申告義務がない場合その他相当の事由がある場合は住民税の申告書の控えの有無を確認する。

※⁶書類の量が膨大といった場合においては、任意に選んだ複数の年月（登録確認機関側で選択）について、帳簿書類の有無を確認するといった方法も可とする。

4. 2019 年又は 2020 年の中から任意に選んだ複数の年月（登録確認機関側で選択）について、それぞれ以下を確認してください。

- ☐ X₁ 年 X₂ 月の取引のうち、任意に選んだ 1 つの法人等※⁷との取引に関する請求書又は領収書等について、請求書又は領収書等に記載の「取引先名称」「金額」が通帳に記帳されているか。

＜確認に用いた年月（登録確認機関側で選択）＞

① _____ 年 _____ 月 ② _____ 年 _____ 月

※⁷屋号が明らかな場合など、事業を実施していない個人ではないと識別可能な個人事業者も含む。

5. 申請希望者の事業に関する書類（3. 及び 4. 関連）が存在しない場合は、その理由について質問してください。

- ☐ 事業に関する書類が存在しない合理的な理由があるか。

6. 申請希望者が給付対象や宣誓・同意事項等を正しく理解していることを確認するため、以下を質問してください※^{8 9}。

- ☐ 緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により売上が減少していたとしても、前年又は前々年の同月比で売上が 50%以上減少しなければ、一時支援金の給付要件を満たさないことを認識しているか。
- ☐ 前年又は前々年の同月比で売上が 50%以上減少したとしても、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛による影響ではない場合は、一時支援金の給付要件を満たさないことを認識しているか。

（例）

- ・事業活動に季節性があるケースなど、通常事業収入を得られない時期を対象月としている場合
- ・売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により、対象月の売上が減少している場合
- ・法人成り又は事業承継の直後など、（緊急事態宣言とは関係なく、）単に営業日数が少ないことにより、対象月の売上が 50%以上減少している場合

- ☐ 事業を実施していない、サラリーマンやアルバイト、学生等は、一時支援金の給付対象ではないことを認識しているか。
- ☐ 一時支援金の給付を受けた場合、「2019 年以降の確定申告書、帳簿書類」及び「緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響の証拠書類」には 7 年間保存する義務及び中小企業庁又は事務局から求められた場合に速やかに提出する義務があることを認識しているか。

- 「地方公共団体による営業時間短縮要請に伴う協力金の支払い対象となっている飲食店」「公共法人」「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」「政治団体」「宗教法人」「暴力団を排除していない事業者」は給付対象外であることを認識しているか。
- 今後、事業を継続する意思がない場合（廃業又は破産等を予定している場合等）は、給付要件を満たさないことを認識しているか。
- 代表者が宣誓・同意書を全て読んだ上で自署したか。
- 一時支援金の不正受給等を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合は、受給額に延滞金及び2割の加算金を加えて返還する義務を負うことや、氏名等の公表及び刑事告発され得ることを認識しているか。

※⁸口頭での質問や確認が難しい場合には、申請希望者と書面を見ながら確認するなどの対応でも構いません。

※⁹詳細は一時支援金給付規程に記載予定。

7. 申請希望者に「誤りなく正しく申請するため、申請前に、事務局ホームページに掲載されている『給付対象』『よくあるミス』『不正受給等に注意』（仮称）の情報を必ず読んでください」とお伝えください。なお、対面で確認を行う場合は、同資料を印刷して、紙面でお渡しいただいても結構です。

8. 最後に、システム上の「登録ボタン」を押下してください。事前確認通知番号が発行されますが、申請者希望者にお伝えする必要はありません（登録確認機関のアカウントページに履歴が残ります）。また、確認結果は、事務局に自動的に通知されますので、通知に関する特段の作業は必要ありません。なお、申請希望者が、事業を実施していることや一時支援金の給付対象等を正しく理解していることを確認できない場合には、事前確認通知番号を発行しないでください。また、事前確認通知番号を発行したものの、著しく不審な点があり、申請希望者が給付要件を満たさないおそれがある場合には、その旨を事務局の相談窓口まで報告してください。

<事前確認完了後の流れについて>

事務局から全ての一時支援金の給付が終了した段階で、事前確認通知番号を発行した者のうち、給付に至った者をご連絡いたします。万が一、自らが事前確認通知番号を発行していない事業者に対して給付されていることを覚知した場合には、事務局の相談窓口※まで、その旨を報告してください。

<相談窓口>

- ・ 登録確認機関専用の相談窓口
 - フリーダイヤル：0120-886-140
 - ※ IP 電話等からのお問い合わせ先：03-4335-7475(通話料がかかります)
- ・ 申請希望者専用の相談窓口
 - フリーダイヤル：0120-211-240
 - ※ IP 電話等からのお問い合わせ先：03-6629-0479(通話料がかかります)